

本件事発当時、双葉町に居住していた申立人（美容師）が、精神的損害、避難費用（交通費、宿泊費、生活用品等購入費、駐車場代及び一時立入費用）就労不能損害及び美容師道具購入費等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

(1) 精神的損害	1,500,000円
政府による避難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛及び今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛にかかる損害。	
(2) 避難費用	
交通費	50,000円
宿泊費	60,000円
(3) 生活用品等購入費	507,376円
(4) 美容師道具購入費	213,240円
(5) 駐車場代	36,750円
(6) 一時立入費用	44,000円
(7) 就労不能損害	1,108,819円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日
但し、上記(1)及び(5)については、平成23年3月11日より平成24年5月31日までとする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害に対する和解金として金3,520,185円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金内金として金105万円を支払済みであることを確認する。

当該既払金105万円について、第2項記載の和解金3,520,185円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解契約書(全部)に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本和解仲介手続に関する費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書(全部)を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月16日

(仲介委員 竹下慎一)